

7

日生鈴蘭台ニュータウン第1地区

協定区域	北区星和台1丁目、2丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1976年6月22日
	面積	86,178.22 m ²		更新 1987年2月17日 更新 1997年2月17日 (有効期間を延長) 更新 2007年2月17日 (有効期間を延長) 更新 2017年2月17日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1987年2月17日～2027年2月16日 (40年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えないこと。ただし、基礎工事のための整地又は運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更は、これを認める。
- (2) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線および隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の22第1号に該当するものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、2区画以上複数の区画を1つの区画として前記建築物を建築する場合又は建築基準法施行令第130条の3(兼用住宅)若しくは第130条の4(公益上必要な建築物)の規定に該当するもので、運営委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前項のただし書の規定により複数の区画の使用を開始した場合には、理由のいかんを問わず、将来ともに区画の再分割はできないものとする。
- (5) 建築物の階数は、2以下(地階を除く。)とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

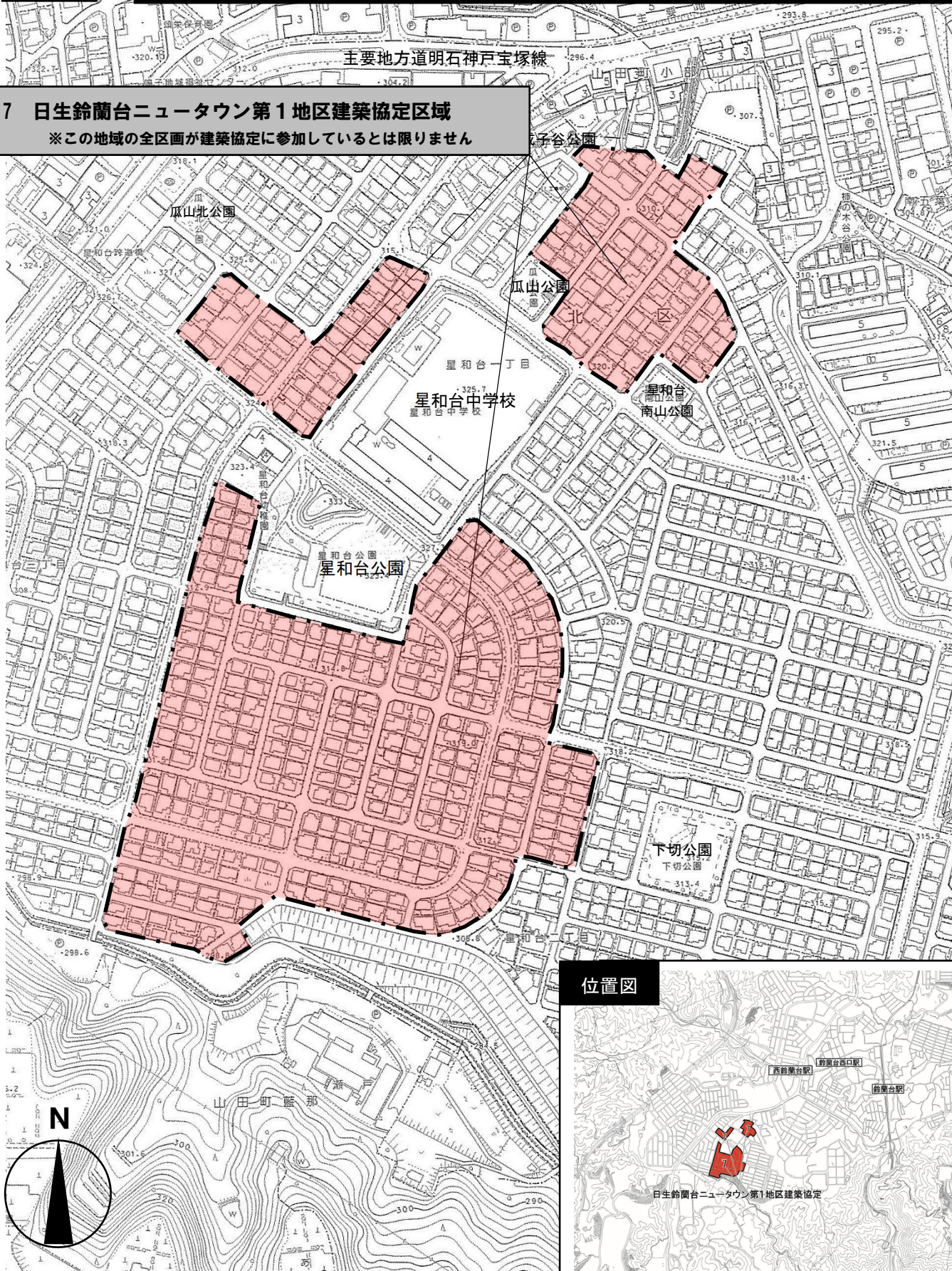
詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

7

日生鈴蘭台ニュータウン第1地区

7 日生鈴蘭台ニュータウン第1地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

